

令和5年度における創業支援策の実施状況について

団体名	大多喜町
-----	------

資金調達支援(独自の制度融資制度、信用保証等)

事業名	内容・支援対象	限度額、その他条件	申請時期	問合せ先	URL
大多喜町起業創業支援事業補助金	町内商店街の空き店舗・空き地を活用し、起業・創業する個人に対し補助金を交付する。	補助対象経費の1/2以内、75万円を上限とする。	毎年度4月1日から3月31日まで	商工観光課商工労政係 TEL 0470-82-2176	
事業所設置奨励金	建物又は償却設備に係る、固定資産税相当額以内を5か年助成する。	町内において事業所を新設・増設又は移設する者。 建物又は償却設備の取得価格が1000万円以上。	随時	商工観光課商工労政係 TEL 0470-82-2176	
雇用促進奨励金	事業所を新設・増設又は移設した際に新規雇用者5名以上の場合、1人につき50万円を交付する。	上限額1000万円。 1対象事業者につき1回を限度とする。	随時	商工観光課商工労政係 TEL 0470-82-2176	